

大津市災害等対策基本条例（平成27年条例第48号）  
検証結果報告書に係る対応状況（方針）調書  
（報告書における「運用の改善を図るべき事項」への対応）

担当所属名 都市計画部 都市計画課

運用の改善を図るべき事項
<p>(1) 第7条第1項、第2項に関する取組について</p> <p>ア 事前復興準備に資する取組</p> <p>(ア) 「市は、市民の生命、身体及び財産を災害及び危機から守る公助の担い手として、災害及び危機に備え迅速かつ組織的に対応することができるよう基本となる計画を策定するとともに、その対応を行うために必要な体制を整え、防災対策及び危機管理並びに復興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。」と規定されていますが、現在本市では事前復興に資する取組が行われていません。</p> <p>国が定める「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を踏まえた取組が必要であると考えことから、本市においても復興に関する施策として、事前復興準備に資する取組を実施するよう求めます。</p>
対応状況又は今後の対応方針
<p>災害復旧・復興計画については、その体制や手順等を大津市地域防災計画において定めているところです。</p> <p>しかしながら、復興まちづくりを早期かつ的確に行うため、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく「復興事前準備」の取組を進めておくことは重要と考えることから、「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を踏まえ、他の自治体の取組事例なども参考にしながら、まずは「復興事前準備」の進め方について、研究してまいります。</p>

大津市災害等対策基本条例（平成27年条例第48号）  
検証結果報告書に係る対応状況（方針）調書  
（報告書における「運用の改善を図るべき事項」への対応）

担当所属名 総務部 危機・防災対策課

運用の改善を図るべき事項
<p>(1) 第7条第1項、第2項に関する取組について</p> <p>イ 大津市災害時受援計画の見直しと推進</p> <p>(ア) 平成30年3月に策定された大津市災害時受援計画については、組織改編や業務の見直しに応じた検証・見直しが行われていません。受援力を維持向上させるために、PDCAサイクルを活用し、当該計画の見直しと推進を図る必要があると考えます。また、定期的な研修や訓練等の実施を含んだ全庁的な取組を実施するよう求めます。</p>
対応状況又は今後の対応方針
<p>大津市災害時受援計画については、組織改編等に伴う修正を実施いたしました。</p> <p>計画の実効性を高めるため、その検証・見直しについては、定期的に行っていく必要があると考えており、その時期や手法について、今後検討してまいります。</p> <p>また、全庁的な取組の実施についても手法を検討してまいります。</p>

大津市災害等対策基本条例（平成27年条例第48号）  
検証結果報告書に係る対応状況（方針）調書  
（報告書における「運用の改善を図るべき事項」への対応）

担当所属名 消防局 消防総務課

運用の改善を図るべき事項

(2) 第11条第1項第2号、第2項第1号、第2項第4号に関する取組について

ア 消防団の課題への対応

(ア) 消防団における諸課題について、待遇の改善や車両の更新など鋭意取り組んでいただいているところですが、未だ十分とは言えず、様々な課題が残されていると考えます。災害時等における消防団の重要性に鑑み、消防機能の向上やインフラ整備などを踏まえた機能別団員の拡充など、現状に即した体制を検討するよう求めます。

対応状況又は今後の対応方針

消防団は、地域の消防防災体制の中核的役割を果たす存在であり、近年、災害が多発化・激甚化する中、消防団員確保は全国的な課題となっております。

そのような中、本市においても令和4年4月から「大津市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」を改正し、消防団員の年額報酬等を引上げ、消防団員の処遇改善に努めたところです。

また、消防団車両や小型動力ポンプ等の装備については、「大津市消防団車両等再編計画」に基づき、計画的に更新整備を図っています。

今後も計画的にインフラ整備等を行い、災害対応に即した教育・訓練を実施するなど、消防機能が向上できる体制となるよう消防団とともに検討してまいります。

大津市災害等対策基本条例（平成27年条例第48号）  
検証結果報告書に係る対応状況（方針）調書  
（報告書における「運用の改善を図るべき事項」への対応）

担当所属名 総務部 行政改革推進課

担当所属名 都市計画部 建築指導課

運用の改善を図るべき事項

(2) 第11条第1項第2号、第2項第1号、第2項第4号に関する取組について

イ 防災上重要な施設の耐震性能の公表

(ア) 現在、本市の有する防災上重要な施設については、一部の施設が未だ必要な耐震性能が備わっていない状況です。それらの施設については、各施設を所管する所属でそれぞれ管理されており、全庁的な一元管理がなされていません。「防災上特に重要な施設」及び「防災上重要な施設」に該当する施設の耐震化の状況は、市民にとっても重要な情報となります。当該施設について、一元的に管理する体制の構築と、該当施設の一覧及び未耐震施設を広く市民に公表するよう求めます。

対応状況又は今後の対応方針

公共施設の耐震化については、大津市公共施設総合管理計画の取組方針に「大津市既存建築物耐震改修促進計画に基づき耐震化を進めていく。」と定めており、各施設所管所属において推進しているものです。

また、耐震性能の公表については、現行の大津市既存建築物耐震改修促進計画の進捗結果を踏まえ、今後の取組み方針等と共に検討してまいります。

大津市災害等対策基本条例（平成27年条例第48号）  
検証結果報告書に係る対応状況（方針）調書  
（報告書における「運用の改善を図るべき事項」への対応）

担当所属名 都市計画部 建築指導課

運用の改善を図るべき事項

(2) 第11条第1項第2号、第2項第1号、第2項第4号に関する取組について

ウ ブロック塀等の撤去・改修促進

(ア) 現在も安全性が危惧されるブロック塀等の撤去・改修の啓発に努めておられるところであり、市民からの情報提供があれば現地調査の上、必要に応じて所有者への改善指導も行っておられますが、市内の通学路沿いなどには未だ安全性に問題のあるブロック塀が残っているのではないかと懸念しています。

市内すべてのブロック塀設置個所の把握は困難であることは理解するところですが、通学路沿いなど緊急性の高い箇所については市が主体的に働きかけることが重要であると考えます。周辺住民に正しい意識を持っていただけるよう、撤去・改修に必要な手続き等についての更なる周知啓発に努めていただくよう求めます。

対応状況又は今後の対応方針

小中学校の通学路沿道のブロック塀等につきましては、平成30年度に教育委員会と合同で実施した調査結果に基づき所有者に対して注意喚起を促していますが、今後も各学校からの情報提供を呼び掛けるなど教育委員会との連携を強化し、沿道のブロック塀等の現状把握に努めてまいります。

また、安全性に問題があると思われるものの所有者に対して適切な維持管理を行うよう指導するとともに、当該所有者に対して本市のブロック塀撤去等に係る補助制度について情報提供を行い、事業の促進にも寄与できるよう働きかけてまいります。

大津市災害等対策基本条例（平成27年条例第48号）  
検証結果報告書に係る対応状況（方針）調書  
（報告書における「運用の改善を図るべき事項」への対応）

担当所属名 総務部 危機・防災対策課

運用の改善を図るべき事項

(3) 第16条に関する取組について

ア 中山間部に限らず浸水想定地域も含め、想定される孤立地区（自治会単位）では従来の取組だけでは不十分であると考えられます。頻発化する災害に備え、孤立地区における情報伝達や情報共有が適切に行われるよう、孤立地区への情報発信方法の確立や避難所の設置など、避難体制強化の取組をより一層推進することを求めます。

対応状況又は今後の対応方針

孤立地区への情報発信については、自治会と支所が情報伝達を行うIP無線や各避難所と支所が情報伝達を行うトランシーバーを配備しており、これらを災害発生時に活用するとともに、さらに住民間における情報共有の手法について、調査・研究を進めてまいります。

避難所については、災害対策基本法に基づき市が指定する指定避難所は、同法施行令で一定の基準が定められており、例えば自治会館等を指定することは困難であります。孤立地区において自治会館等を一時避難場所（法定外の任意の避難場所）として活用される場合には必要に応じて市の災害備蓄品を配付できるよう、対策を進めてまいります。

大津市災害等対策基本条例（平成27年条例第48号）  
検証結果報告書に係る対応状況（方針）調書  
（報告書における「運用の改善を図るべき事項」への対応）

担当所属名 総務部 危機・防災対策課

運用の改善を図るべき事項

(4) 第26条第1項、第2項に関する取組について

ア 防災士の養成及び育成事業の周知方法

(ア) 防災士の養成及び育成事業について、年間50名の養成事業費を予算化していますが、広報おおつ、市ホームページで周知することなく、学区自主防災会を通じた人選となっています。この方法では地域の防災力向上のために尽力されようとする方々の気持ちが届かない可能性があります。広報の手法を改めて検討することを求めます。

対応状況又は今後の対応方針

防災士は、各学区自主防災組織に3名、各单位自主防災組織に1名配置することを目標としているため、学区自主防災組織を通じた人選となっています。

しかしながら、学区自主防災組織からは、担い手不足により人選が困難であるというご意見もあることから、今後は広く一般に募集することも視野に入れ、その方法について検討してまいります。

大津市災害等対策基本条例（平成27年条例第48号）  
検証結果報告書に係る対応状況（方針）調書  
（報告書における「運用の改善を図るべき事項」への対応）

担当所属名 総務部 危機・防災対策課

運用の改善を図るべき事項

(4) 第26条第1項、第2項に関する取組について

イ 地区防災計画の策定促進や防災訓練への支援

(ア) 防災士、地域自主防災会、自治会が協同して地域の防災力強化に努められるよう、総務部危機・防災対策課・消防局・市民部自治協働課が連携し、地区防災計画の策定の促進や防災訓練への支援を推し進めていくよう求めます。

対応状況又は今後の対応方針

地区防災計画については、令和5年1月1日現在で21学区が作成を完了しており、15学区が作成中となっています。今後も作成及び見直しの支援に努めてまいります。

また、学区の防災訓練については、現在、危機・防災対策課、消防局が参画するほか、支所長をはじめ市民センターごとに配置している初動支所班が参加しており、今後もこの取組を継続してまいります。